

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、武雄市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 5 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和 7 年 4 月 30 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 多久市全域、伊万里市全域、武雄市全域、嬉野市全域、西松浦郡有田町全域、杵島郡大町町全域、江北町全域及び白石町全域並びに藤津郡太良町全域